

平成28年10月から入札契約制度を変更します

1 工事業者の等級区分（ランク）における発注者別評価点（＝主観評価項目）の活用

本市発注工事の品質を向上させ、地域貢献への一層のインセンティブを働かせるため、「川崎市競争入札参加者選定規程」を改正し、工事の入札参加資格に係る等級区分（ランク）決定方法を見直します。**平成29年度に係る競争入札参加資格審査申請から適用していきます。**

●内容

工事請負契約の等級区分（ランク）を、経営事項審査の結果による点数だけでなく、障害者の雇用状況、本市との災害協定の締結、建設業労働災害防止協会の加入、ISOの認証取得状況、男女共同参画、優良業者表彰及び工事成績評定点の平均点などの**発注者別評価（主観評価）を加えて決定する方法**に見直しました。

※ 等級区分（ランク）とは、業者数や発注件数が多い業種で、事業者の経営規模、技術力等に見合った契約をするための区分のことです。

※ 経営事項審査とは、全国共通の基準で評価するもので、財務状況、完成工事高、一定の社会性（労働福祉、防災活動、技術者育成等）を審査項目として、総合点数を算出しています。

2 請負工事受注機会確保方式を導入した入札の試行実施

市内中小企業者がその活力を最大限に発揮するための環境づくりの一環として、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」を定めました。平成28年10月1日以降に入札公告を行う案件から試行実施を行い、効果を検証してまいります。**受注機会確保方式とは、公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事をグループ化し、そのグループ内の案件については、くじ引きにより落札できる件数を1者1件とする方式です。**

(1) 目的

○同じ入札参加者による複数受注が減り、多数の入札参加者の受注機会が確保されます。

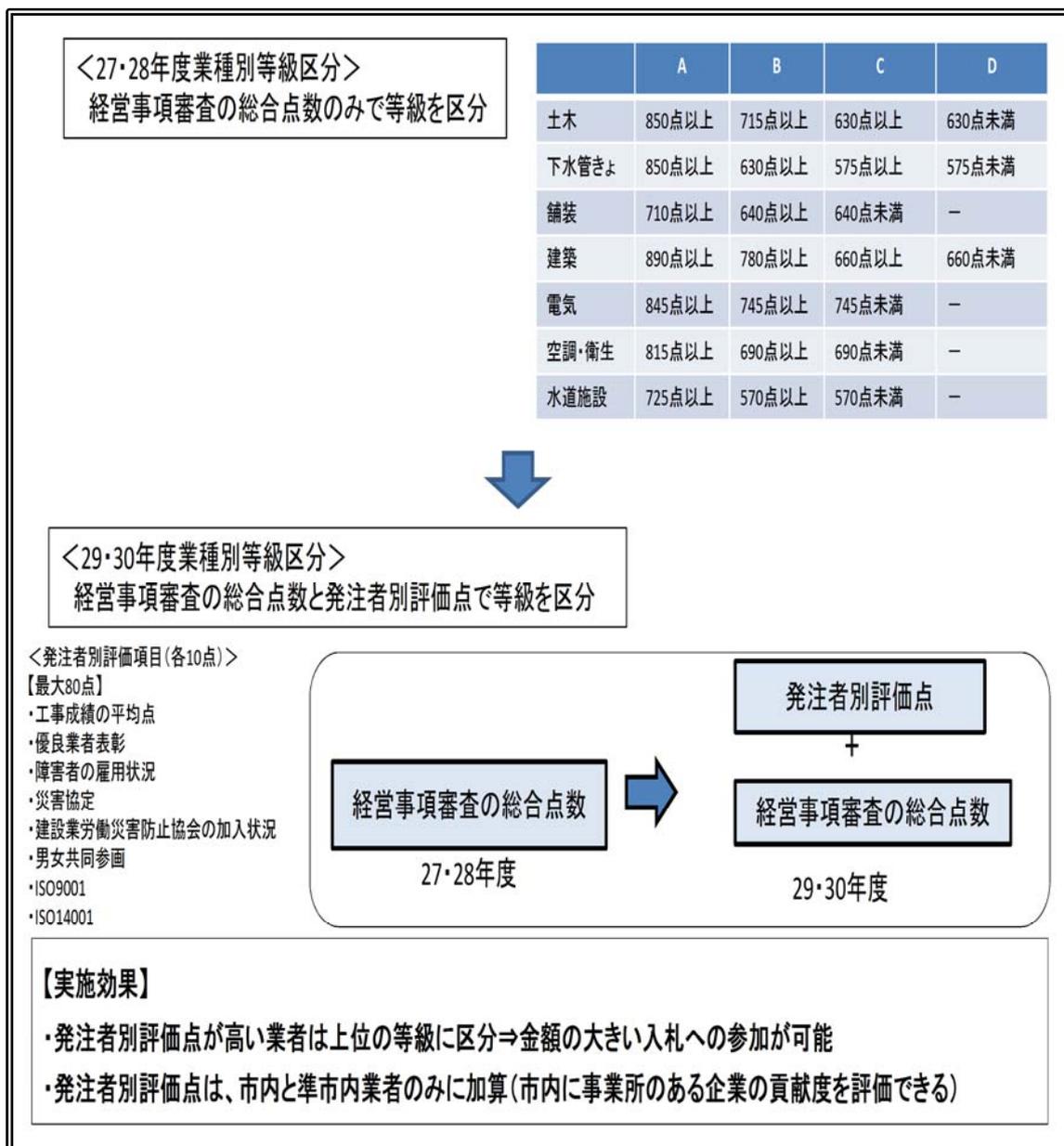
○受注機会確保方式を実施することにより、1件目の入札の落札候補者となった者は以降の入札では「無効」となるので、配置できる技術者が1名でも複数の入札に参加することが可能となります。

○過大な受注を避けることにより、粗雑工事や工事遅延の防止など、工事の品質確保につながります。

(2) 受注機会確保方式の対象

発注件数が多く、くじ引きの発生率の高い工事のうち、**公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事を対象**とします。

※工事業者の等級区分（ランク）における発注者別評価点（＝主観評価項目）の活用イメージ



※主観評価項目とは、入札参加者をより適正に評価するとともに、入札参加者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲の高めることを目的とした主観評価項目制度における評価項目であり、入札参加者ごとに申請を行い、登録の条件を満たすと主観評価項目点が付与されます。川崎市では市内業者及び準市内業者を対象に平成17年から当該制度を実施しており、入札参加資格等に活用しております。

※請負工事受注機会確保方式を導入した入札イメージ

従来

	業者A	業者B	業者C	業者D	業者E
工事1	落札候補者	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ
工事2	落札候補者	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ

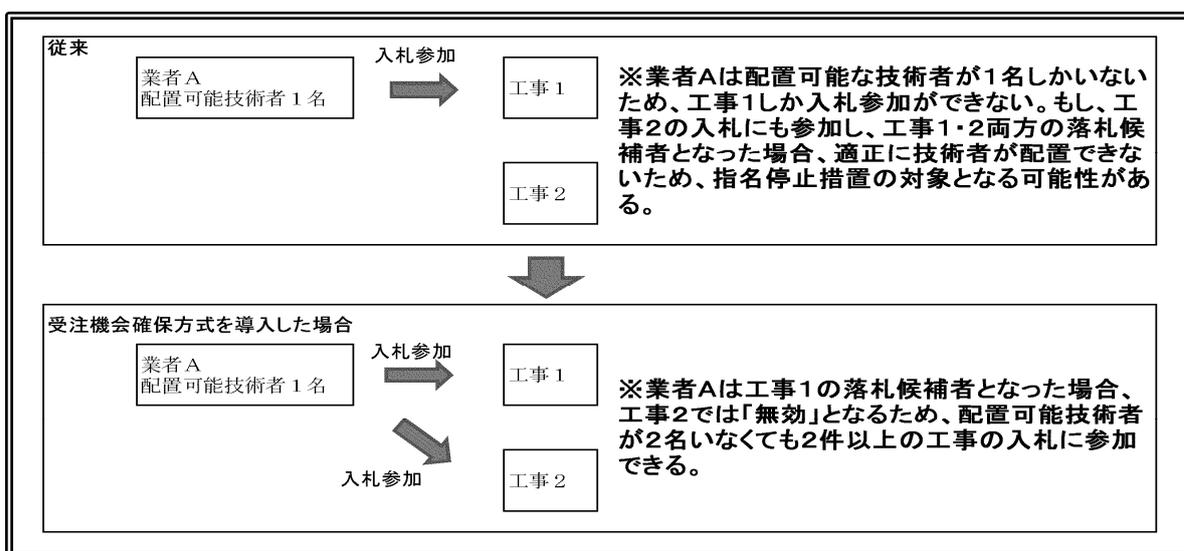
※工事1・工事2ともにくじ引きで業者Aが落札候補者となった。

↓

受注機会確保方式を導入した場合

	業者A	業者B	業者C	業者D	業者E
工事1	落札候補者	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ
工事2	除外（無効）	落札候補者	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ

※工事1のくじ引きで当たった業者Aは、工事2では「除外（無効）」とするため、同一業者が2件とも落札候補者となることが無くなる。



※請負工事受注機会確保方式対象業種・等級区分（ランク）

- 市長部局発注の業種「土木」の等級区分（ランク）「B」
- 市長部局発注の業種「舗装」の等級区分（ランク）「A」及び「B」
- 市長部局発注の業種「造園」
- 市長部局発注の業種「とび・土工」（※登録単価を公表しているもの）
- 上下水道局発注の業種「下水管きよ」の等級区分（ランク）「A」及び「B」
- 上下水道局発注の業種「水道施設」の等級区分（ランク）「A」

※平成27年度発注工事において、発注件数が一定以上有り、くじ引きの発生率が高いものを対象としています。受注機会確保方式の対象業種・等級区分（ランク）については試行実施の結果を踏まえ、今後変更する可能性があります。